

新型コロナウイルス感染症に関する会長声明

岩手県内において、7月29日に初めて感染者が、その後も複数の感染者が確認されました。県民の一員である当会としても、感染者の方々の1日も早い快復と、一刻も早い新型コロナウイルスの終息を願うばかりです。

ところで、報道発表によれば、当県内にある感染者の勤務先に対する苦情の申し入れや、インターネット上での誹謗中傷や差別発言、感染者を特定しようとする動きが相次いでいるとのことです。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者等を社会的に排除しようとする動きは全国的にもみられます。例えば、感染者や医療関係者等へのインターネット上での誹謗中傷、感染者が確認された学校や施設等に対する非難、医療関係者等の子供の通園や通学拒否、感染者の自宅への投石、県外ナンバー車や長距離運転業者の排斥、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動など（以下、総称して「誹謗中傷等」といいます。）です。

いうまでもなく、誹謗中傷等を受けた本人やその関係者は深く傷つきます。このような言動に及んだ人は、民事上の不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性があるほか、名誉棄損罪、業務妨害罪といった刑事罰を受ける可能性もあります。人権擁護の観点から、誹謗中傷等は許されるものではありません。

また、誹謗中傷等をおそれて、感染の疑いがある方が医療機関への受診や関係機関での検査を躊躇し、あるいは、感染した方が感染経路や濃厚接触者に関する情報などを明らかにせず、その結果、感染症の拡大を適切に防止できなくなるおそれがあります。感染拡大防止の観点からも、誹謗中傷等の言動は慎むべきです。

新型コロナウイルスは、いまだ特效薬やワクチンが存在せず、誰もが感染し、感染させるおそれがあります。誰もが恐怖心を抱き、我慢をしながら生活を続けている今だからこそ、他者の人権・権利に配慮し、一丸となって新型コロナウイルスに立ち向かうことが極めて重要と考えます。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法律家団体として、上記のような言動がなされることに深く憂慮するとともに、新型コロナウイルスに関連する問題に対して法的サービスを提供し、全力で支援することを、ここに表明いたします。

2020年（令和2年）8月6日
岩手弁護士会
会長 大和久 政也

